

誰もが暮らしやすい まちを目指して



障害を理解して共に支え合 う社会へ

市では、障害を理由とする差別をなくし、誰もが安心して暮らせるまちを目指して、「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定しています。昨年10月には一部改正した条例を施行し、事業者による合理的配慮の提供を義務化しました。

障害のある方は、ちょっとした歩道の段差や、音声のみによる案内など、社会の中にあるさまざまなバリア（障壁）により、生活しづらい場面があります。「合理的配慮」とは、障害のある方から、そのバリアを取り除いてほしいと意思が示された場合に、負担が重すぎない範囲で対応することです。事業者は、飲食店で車椅子のまま着席できるスペースを設ける、文字を書くことが難しい人の代筆をすること等の対応が求められます。

困り事や必要な配慮は人により異なります。必要に応じた対応ができるよう、障害や障害のある方への理解を深めることが大切です。

市は、今後も障害の有無に関わらず、お互いを尊重して暮らせる社会を目指し、障害理解の取り組みを進めていきます。

特集③

仙台市障害理解促進キャラクター・ココロン



障害って何だろう

「障害」は、生活する上でのさまざまな社会的バリアから生じます。

物理的なバリア

歩道の段差、車いすの通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差など

情報のバリア

タッチパネルのみの操作、音声のみによる案内、分かりにくい案内や難しい言葉など

制度のバリア

障害があることを理由に資格・免許等を与えないことなど

心のバリア

心ない言葉や視線、差別や偏見、無関心、障害のある人を受け入れないことなど

4つの社会的バリア



足が不自由なこと≠障害



段差=障害

段差をなくす、周囲の手助けにより「障害」はなくなる！

知ってほしい、
障害のある方
のこと

- ちょっとした工夫や配慮があれば、活躍できることがたくさんあります。対等な立場、同じ目線で接しましょう
- 常に手助けが必要なわけではありません。どのような配慮が必要か、本人に確認しましょう

障害への理解を深める

市では、障害の理解を深めるためのさまざまな取り組みを行っています。

障害について学びたい、地域貢献に生かしたい

■障害理解サポーター養成研修

障害のある方が講師となり、市内の企業・学校・団体等を対象に、障害理解を目的とした研修を行っています。受講者は、研修で学んだことを地域貢献活動へつなげることができます。



▲七十七銀行で行われた研修会

※申し込み方法等詳しくは市ホームページをご覧ください

障害理解普及・啓発に向けて情報発信



▲舞台公演やダンスワークショップ等を行う「すんぷちょ」

■障害理解情報サイト

「無関心を壊せ。違いに目を向けよう。」をテーマに、演劇やアートなどさまざまな分野で活躍する障害のある方の紹介やその活動を支援する方の思いなどを掲載。ホームページ<https://sendai-shougairikai.com/>をご覧ください。



■障害を理解するためのパンフレットを発行しています

障害理解普及・啓発に関するパンフレットは、市役所本庁舎6階障害企画課、区役所障害高齢課等で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。



この特集に関するお問い合わせは、障害企画課 ☎214・8163、FAX223・3573